

令和8年7月22日 公募要領に関する質問への回答

No.	質問項目	質問内容	回答
1	公募	応募が定員数に満たなかった場合に追加募集はありますか。	現時点では未定です。
2	定員	特例による多機能（児発と放デイ合わせて10名）から特例ではない多機能（単位分け・規模別）定員を児発10名 放デイ10名に変更することは可能という認識でよろしかったでしょうか。 新規開所時に児発・放デイそれぞれの支援室は設けております。 平面図も添付しますので、改修工事が必要でしたら、合わせてご教示ください。	児童発達支援の定員が増える応募は不可です。 児童発達支援の定員が増えない特例によらない多機能型事業所として放課後等デイサービスを応募することは可能です。 また、個別に指定基準の確認をすることはしていません。指定基準に関することは、障害児通所支援指定申請の手引き（ https://www.city.toyohashi.lg.jp/62017.htm ）などで確認してください。
3	定員	現在運営する事業所（児発・放デイ多機能型）と同一敷地内において、放課後等デイサービス単独の事業所を新規に開所したい場合、これは公募要件における「放課後等デイサービス事業所の新規指定」に該当するでしょうか。あるいは既存事業所の実質的な定員増として扱われるでしょうか。 上記が定員増として扱われる場合、公募要件に「既存の放課後等デイサービス事業所の定員増（ただし、児童発達支援との多機能型事業所の場合は不可）」との記載がありますが、弊社の既存事業所は児発との多機能型であるため、この規定により応募対象外となるという理解になりますか。	同一敷地内において同一法人が行う複数の指定障害福祉サービス等事業所は、一の指定障害福祉サービス事業所又は一の多機能型事業所として取り扱うとされているため、新規指定には該当しません。 なお、児童発達支援の定員が増えない特例によらない多機能型事業所として放課後等デイサービスを応募することは可能です。
4	定員	現在、児童発達のみを定員10名で運営していますが、定員10名を変更せずに放デイを追加できますか？ ●例 変更前：児童発達10名 変更後：児童発達5名、放デイ5名	2 公募を行う事業所及び定員数に記載のとおり、既存事業所に放課後等デイサービスを追加し、多機能型事業所とする新規指定で、既存事業所が児童発達支援事業所の場合は不可です。
5	応募資格	現時点で、店舗を借りていない・従業員を追加で雇わないといけない（加算の為）状態ですが定員が140人程度で、必要提出書類をみると店舗も従業員もいる状態の資料のように感じますが、準備をしても確実に事業を行えるか不明な状態でも店舗を契約し、従業員を追加で雇わないと公募に申し込むこともできないということですか？	3 応募資格の「ウ」「エ」は、10 選定後の本申請の手続き時点で満たす場合は有効とします。ただし、本申請の手続きの際に選定審査書類の提出内容から変更が生じた場合は、選定を取り消す場合があります。
6	人員	応募する事業所の従業者は新たに雇用する必要がありますか。既存事業所の従業者を配置することは可能ですか。	3 応募資格の「キ」に記載のとおり、申請法人が運営する他の事業所で人員欠如が発生しなければ、既存事業所の従業者を配置可能です。
7	設備	4 提出書類に「平面図に各部屋の名称を記載すること」とありますが、応募する事業所の営業時間外に、応募する事業所のサービス以外の事業（託児所等）を実施する場合、当該事業の部屋の名称も併せて記載すべきでしょうか。	指定障害児通所支援の基準省令第68条第3項に、専ら当該事業の用に供するものでなくてはならないと規定されているため、応募する事業所のサービス以外の事業を実施することは不可です。